

## 三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、三原市水道部水道用資材等審査委員会設置要領第2条の規定に基づき、水道施設に使用する水道用資材等の審査及び承認に関する事項を定めることを目的とする。

### (承認の対象)

第2条 登録資材製造者からの承認申請において、「水道施設の技術的基準を定める省令」(以下、「施設省令」という。),「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(以下、「給水省令」という。)及びその他関連規格等に適合した水道用資材等であるものとする。

### (承認の要件)

第3条 水道用資材等の承認要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道用資材等の構造及び材質等が、施設省令の第1条第1号から第12号及び第17号、第2条第1号、第4条第3号、第6条第2号及び第3号、第7条第1号から第10条及び第12号に適合していること。
  - (2) 水道用資材等の構造及び材質等が、給水省令の第1条から第2条第1号及び第2号、第3条から第7条に適合していること。
  - (3) 水道用資材等の材質及び性能が、規格等を定めた基準及び仕様等(以下、「製品基準」という。)に適合していること。又は製品基準に準拠し、これと同等以上と認められること。
  - (4) 別に定める指定承認品目一覧表に記載されている水道用資材等であること。
  - (5) 水道用資材等の維持管理等が確実かつ容易に行えること。
  - (6) 水道用資材等の補修や保守等に必要な部品や代替品の供給体制が整っていること。
  - (7) 水道用資材等の出来形及び品質に関して、製品基準のほか社内基準等を設け、十分な管理体制が存在すること。
  - (8) 自社規格等に基づき製造された水道用資材等については、前号の各基準に適合している水道用資材等で、三原市水道部水道用資材等審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が特に必要と認める場合は、第20条に規定する製品検査に合格すること。
  - (9) 申請する水道用資材等の製造が、計画的かつ定期的に行われること。
  - (10) 申請する水道用資材等の安定的かつ継続的な使用が見込まれること。
- 2 前号のほかに審査委員会は、水道用資材等の特質に応じて、承認に必要な要件細目を別に定めることができる。

### (承認申請)

第4条 水道用資材等の承認申請に必要な書類は、別紙1のとおりとする。

2 別紙1に記載するもののほかに、水道用資材等の特性に応じて、審査委員会は、承認申請に必要な提出書類を承認細目で別に定めることができる。

3 同一規格の同一品目で複数の呼び径等について申請する場合は、別紙2のとおりとする。

4 承認申請は、三原市水道部水道用資材等審査委員会の事務局(以下、「事務局」という。)において受付ける。

### (承認手続)

第5条 承認手続きは、別紙3のとおりとする。

**(承認申請をすることができない者)**

第6条 三原市水道部水道用資材製造者の登録に関する基準（以下、「登録基準」という。）第8条の規定により、審査委員会にて承認登録されていない者は、承認申請をすることができない。

2 審査委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者について、その事実があった後2年の範囲内で承認申請をさせないことができる。

- (1) 水道用資材等の購入及び発注工事における水道用資材等の納入に関し、事故又は不正行為があった者。
- (2) 納入した水道用資材等に関し、登録資材製造者の責に帰すべき事由により部に損害を与えた者。
- (3) 承認申請書等につき虚偽の申請をした者。

**(指定承認品の承認審査)**

第7条 事務局は、この基準に基づき承認に必要な要件に適合しているか、速やかに承認審査を行い、承認審議の手続きを行うものとする。

2 承認審査は第20条に該当する場合を除き、原則として書類により行うものとする。

**(指定承認品外の承認審査)**

第8条 指定承認品外の水道用資材等の承認申請は、当該工事担当課の監督員において受付ける。

2 当該工事担当課の監督員は、この基準に基づき承認に必要な要件に適合しているか、速やかに承認審査を行い、承認審議の手続きを行うものとする。

3 承認審査は第7条第2項によるものとする。

**(指定承認品の承認)**

第9条 審査委員会にて指定承認品への登録が承認された場合、事務局は、水道用資材等承認一覧表（以下、「承認一覧表」という。）に登録するとともに、水道用資等の承認通知書（様式第4号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

2 既に指定承認品の水道用資材等であって、次の各号のいずれかに該当する場合においては、審査委員会の審議によらず、事務局の審査によるものとする。

- (1) 指定承認品の簡易な形状変更や製造口径の拡大等。
- (2) 指定承認品と同一規格の水道用資材等についての承認。
- (3) 設計積算等に大きく影響しない技術仕様の軽微な変更。
- (4) その他、委員長が認めるもの。

3 事務局は、前項の規定により承認するときは、すみやかに委員長に報告し、承認を得なければならない。

4 事務局は、前項により承認されたときは、承認一覧表に追加登録するとともに、水道用資材等の承認通知書（様式第4号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

**(指定承認品外の承認)**

第10条 指定承認品外の水道用資材等の承認については、第8条の規定により承認審査を行い、審査結果を水道技術管理者に報告し、承認を受けるものとする。

### **(指定承認品の不承認)**

第11条 審査委員会にて指定承認品への承認が不承認された場合、事務局は、審査結果を付して水道用資材等の不承認通知書（様式第5号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

### **(指定承認品外の不承認)**

第12条 指定承認品外の水道用資材等が不承認された場合、水道技術管理者は、当該工事担当課の監督員に通知するものとする。

### **(承認の期間)**

第13条 指定承認品の承認期間は、別紙4のとおりとする。

2 指定承認品外の水道用資材等の承認期間は、承認された水道用資材等を使用する当該工事の完成日までとし、当該工事以外で使用することはできない。

### **(指定承認品の変更)**

第14条 指定承認品の規格呼称やその番号等に変更が生じたときは、当該登録資材製造者は、すみやかに指定承認品の承認事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

2 承認事項等の変更届は、事務局において受付ける。

3 事務局はこの基準に基づき、承認事項等の変更後に承認に必要な要件に適合しているかを審査し、審査結果は、適時、審査委員会に報告するものとする。ただし、第9条第2項に該当するときは、これによらない。

4 変更の手続きは第5条によるものとする。

### **(指定承認品の更新)**

第15条 第13条に規定する期間を満了する指定承認品について、登録資材製造者は、承認期間満了日から起算して14日前まで（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に、当該水道用資材等の品質証明書又は試験成績表等を、指定承認品の承認更新届（様式第7号）に付して提出しなければならない。

2 更新届は、事務局において受付ける。

3 事務局は、更新届を受理した場合、承認の要件に適合しているかを審査し、審査結果は、適時、審査委員会に報告するものとする。

4 当該水道用資材等の更新が適切とした場合、事務局は、承認一覧表の更新を行うとともに、審査結果を付して指定承認品の承認更新通知書（様式第8号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

5 当該水道用資材等の更新が不適切とした場合、事務局は、承認一覧表から登録の削除を行うとともに、審査結果を付して指定承認品の非更新通知書（様式第9号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

### **(指定承認品の辞退)**

第16条 登録資材製造者は、指定承認品の全部もしくは一部の製造を中止したときは、遅延なく指定承認品の承認辞退願（様式第10号）を提出しなければならない。

2 承認辞退願は、事務局において受付ける。

3 事務局は、承認辞退願を受理した場合、承認一覧表から登録の削除を行うとともに、適時、審査委員会に報告するものとする。

### (指定承認品の停止)

第17条 指定承認品が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を停止するものとする。

- (1) 登録資材製造者が、登録基準第12条の規定により、登録の停止を受けたとき。
- (2) 第14条及び第15条に規定する手続きを怠ったとき。
- (3) 第18条第5号に該当しない程度の軽微な事故、損害並びに不具合等が生じたとき。
- (4) 指定承認品の使用における事故処理に関する基準第2条の規定により、事故又は不具合等の原因が、当該指定承認品にあると審査委員会が認めたとき。
- (5) その他、審査委員会が認めるとき。

2 承認を停止する期間は、別紙5のとおりとする。

3 承認の停止をするときは、審査委員会の審議を受けるものとする。

4 事務局は、承認を停止したときは、遅延なく指定承認品の承認停止通知書（様式第11号）により、当該登録資材製造者に通知するものとする。

### (指定承認品の取消)

第18条 指定承認品が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 登録基準第13条の規定により、登録の取消しを受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (3) 第16条に規定する承認の辞退があったとき。
- (4) 承認申請に虚偽の内容があったとき。
- (5) 承認された水道用資材の使用により、登録資材製造者の責に帰すべき事由によって、水道施設等に重大な損害並びに不具合等が生じたとき。
- (6) 第17条に規定する承認の停止を受けたにも関わらず、改善等が見受けられないとき。
- (7) その他、審査委員会が認めるとき。

2 承認の取り消しをするときは、審査委員会の審議を受けるものとする。

3 事務局は、第1項の規定により承認が取り消された場合は、承認一覧表から登録の削除を行うとともに、指定承認品の承認取消通知書（様式第12号）により、登録資材製造者に通知するものとする。

4 第1項第2号に該当する場合を除き、承認を取り消された水道用資材等は、取り消された日から起算して1年は承認申請することができない。

5 第1項第1号に該当し、承認を取り消された水道用資材については、改良、改善等によりその要件を満たすことが証明されれば、第4項の規定によらず承認申請することができるものとする。

### (説明請求等)

第19条 第11条及び第18条による通知を受けた登録資材製造者は、通知を受けた日から起算し14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に、水道用資材等の承認に関する説明依頼書（様式第13号）により、説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められたときは、水道用資材等の承認に関する説明書（様式第14号）により、当該登録資材製造者に回答するものとする。

- 3 回答は、書面により行うものとする。
- 4 第2項の規定により回答された登録資材製造者は、再度、説明を求めることはできない。

#### **(製品検査の実施)**

第20条 製品検査は、次の各号いずれかの条件に適合する場合において、資材等の設計、製造、検査体制等に係る工場または事業場等において実施する。

- (1) 三原市へ納入した製品において、不良品等、登録資材製造者の責に帰すべき事由による重大な事故等があったとき。
- (2) 申請書等に疑義がある場合や書類審査のみでは確認できない事項があるとき。
- (3) その他、審査委員会が認めるとき。

2 前項第2号に該当する場合、聞き取り調査等でそれらが解消できるときは、必要書類の提出をもって再審査を行う。

3 製品検査を実施しようとするときは、製品検査実施通知書（様式第15号）により、当該登録資材製造者に通知する。

4 前項の規定により通知された登録資材製造者は、これを拒むことはできない。

5 第2項の規定により通知された登録資材製造者は、別紙6に記載されている書類等を作成し、速やかに提出しなければならない。

#### **(検査の基準)**

第21条 検査の基準は、第3条第1項の各号によるものとする。

#### **(検査員の構成)**

第22条 検査員は、事務局及び審査委員会委員の2名以上とする。ただし、委員長が別に定める場合は、これによらない。

#### **(検査の状況及び結果の報告)**

第23条 登録資材製造者は、検査員が検査を行っている状況の写真撮影を行い、製品検査の結果とともに提出しなければならない。

2 前項の写真には、検査日時、検査内容の説明、製品名、登録資材製造者名等を明記した黒板等及び検査員が撮影されていなければならない。

#### **(検査費用)**

第24条 検査に要する費用、設備及び機材等はすべて登録資材製造者において負担する。

#### **(指定承認品の変更における検査)**

第25条 次の各号に該当する場合は、変更内容に基づき、第20条に規定する検査を実施することができる。

- (1) 指定承認品の承認事項変更届の内容に疑義がある場合や書類審査のみでは確認できない事項があるとき。
- (2) その他、審査委員会が認めるとき。

#### **(事務処理)**

第26条 この基準に係る事務処理で、この基準に定めるもののほか必要な事項は、事務局において行う。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

(別紙1)

承認申請に必要な書類

- ①水道用資材等承認申請書（様式第1号）
- ②水道用資材等承認申請資材一覧表（別表）
- ③申請品の製品調書（様式第2号）
- ④申請品の製造工場調書（様式第3号）
- ⑤各機関からの認証，認定，登録等
  - (1) 日本工業規格品であることを証明する証明証等の写し
  - (2) 日本水道協会規格品又は認証登録合格品であることを証明する証明証等の写し
  - (3) その他関連する各協会規格品であることを証明する証明証等写し
  - (4) 社内基準に基づき検査され，合格していることを証明する証明証等の写し
- ⑥社内品質管理体制及び社内検査体制がわかるもの
- ⑦申請品の製品基準書・製品検査及び試験基準書
- ⑧申請品の検査及び試験結果成績表等
- ⑨申請品の製品図面及び製品仕様等（寸法図表含む）
- ⑩申請品の過去1ヶ年分の本市及び他都市への納入実績表（新製品は除く）
- ⑪申請品のリーフレット又はカタログ等（総合カタログは除く）
- ⑫その他参考資料及び技術資料

上記①から⑫を承認申請一式とし，2部提出すること。（1部返却）

(別紙2)

## 各証明証等の提出について

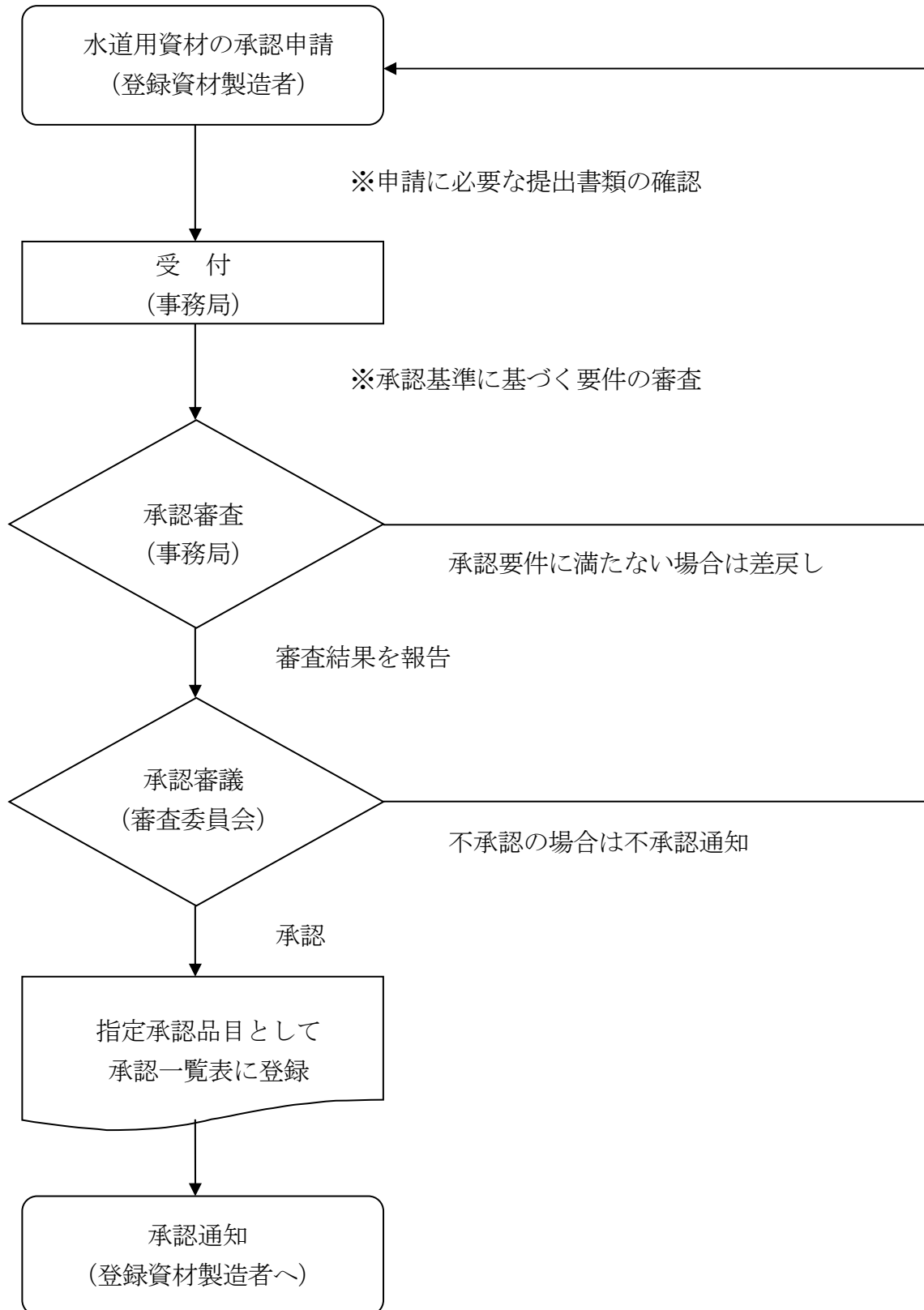
三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第4条第3項に規定する、同一規格の同一品目で複数の呼び径等を承認申請しようとする場合の各証明証等の提出については、書類の簡素化を図るため、次のとおりとする。

- 1 同一規格の同一品目で複数の呼び径を同時に承認申請しようとする場合は、原則として最大呼び径のものを提出するものとする。



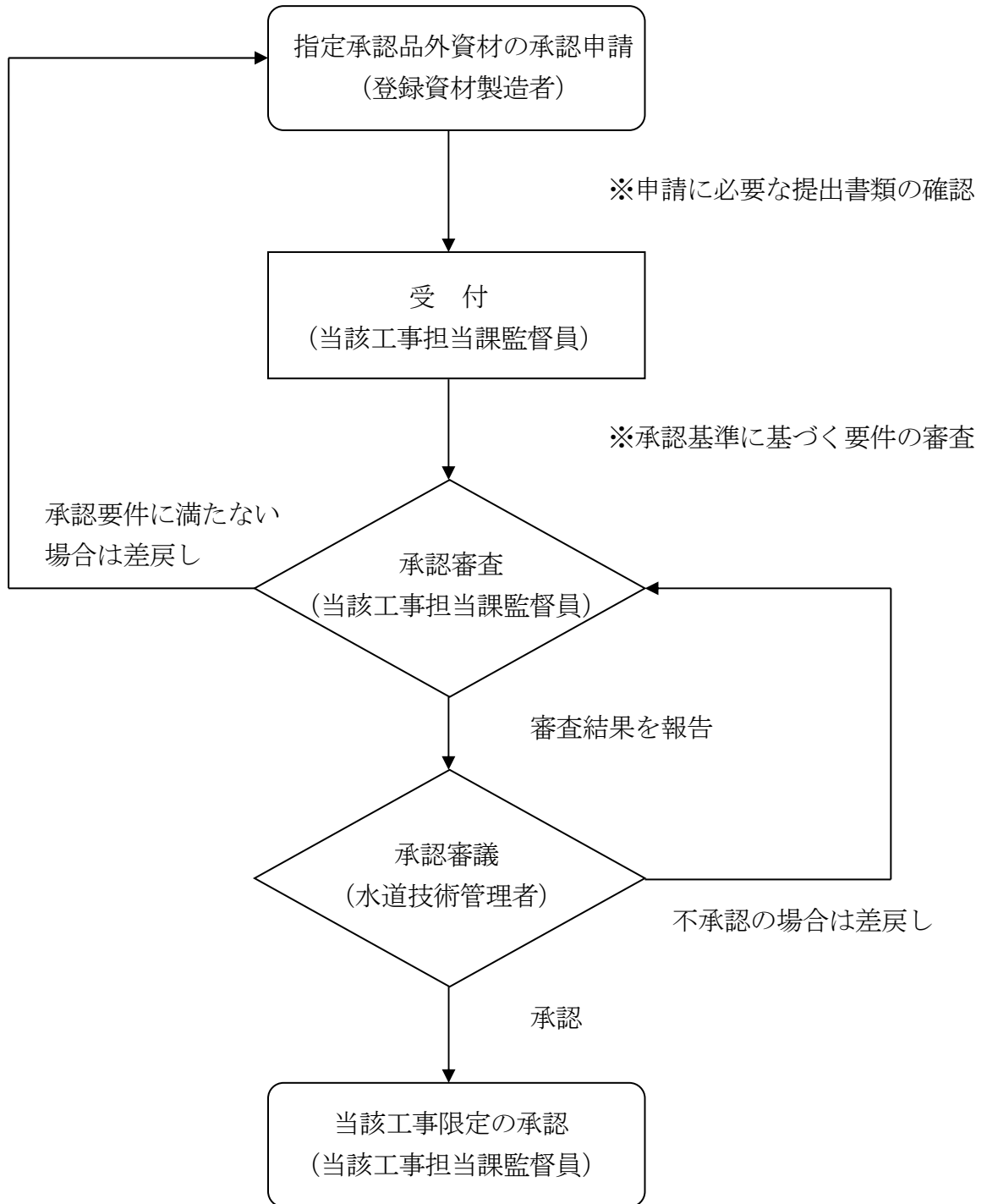
(別紙3)

水道用資材等の承認申請手続き  
(指定承認品の承認申請)



(別紙3)

水道用資材等の承認申請手続き  
(指定承認品外の承認申請)



(別紙4)

### 指定承認の期間について

- 1 三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第13条第1項に規定する承認の期間は、次のとおりとする

承認品目	承認期間
当該指定承認品のうち協会規格品であるもの	3年
当該指定承認品のうち認証規格品であるもの	3年を超えない範囲で、 審査委員会が定める期間
当該指定承認品のうち資材製造者規格品であるもの	
上記に属さない資材等	

- 2 承認期間の年とは、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの年度として取扱うものとする。

(別紙5)

### 承認の停止期間について

- 1 三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第17条第2項に規定する承認の停止期間は、次のとおりとする。

該 当 項 目	停 止 期 間
(1) 資材供給者としての登録停止	登録基準第12条第2項の規定による
(2) 変更及び更新の未届出等	0.5ヶ月
(3) 軽微な損害並びに不具合等	改善後1ヶ月
(4) 指定承認品の事故等	3ヶ月を超えない範囲で、審査委員会が定める期間
(5) その他審査委員会が認めるとき	6ヶ月を超えない範囲で、審査委員会が定める期間

- 2 表中の停止期間は、最大の停止期間とする。
- 3 審査委員会は、停止期間を表中の期間を超えない範囲で別に定めることができる。
- 4 3によるときは、その期間は1週間単位とする。

(別紙6)

製品検査に必要な書類

- ①製品検査願（様式第16号）
- ②検査要領書
- ③検査スケジュール表
- ④検査チェック用紙
- ⑤承認申請書（一式）
- ⑥水道部から検査場所までの交通機関説明書
- ⑦最寄り駅からの検査場所までの詳細位置図

(水道用資材等承認基準第4条関係)

様式第1号

年 月 日

三原市水道事業

三原市長

様

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

印

## 水道用資材等承認申請書

三原市水道部で使用する水道用資材等として指定承認していただきたく、関係書類を添付のうえ、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

### 1 承認分類

指定承認品目

- |                                    |  |                                    |                                  |
|------------------------------------|--|------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ダクタイル鋳鉄管類 | <input type="checkbox"/> 水道配水用ポリエチレン管類 | <input type="checkbox"/> 硬質塩化ビニル管類 |                                  |
| <input type="checkbox"/> 鋼管類       | <input type="checkbox"/> 弁栓類           | <input type="checkbox"/> 接合部品類     | <input type="checkbox"/> 特殊継手類   |
| <input type="checkbox"/> 弁筐類       | <input type="checkbox"/> 不断水類          | <input type="checkbox"/> 給水装置関係資材  | <input type="checkbox"/> 仮設配管資材類 |
| <input type="checkbox"/> 修繕関係資材    | <input type="checkbox"/> その他配管資材類      |                                    |                                  |

### 2 提出部数

2部

### 3 その他(参考資料及び技術資料等)



(水道用資材等承認基準第4条関係)

様式第2号

## 製品調書

会社名商号	
製品名称	
規格名称	
規格番号等	
形状寸法等	
製品の用途	
製品の特徴	
備考	



(水道用資材等承認基準第4条関係)

様式第3号

## 製造工場調書

会社名商号	
製造工場の名称	
製造工場所在地	〒  TEL : FAX :
主な製作品 (主要製作品等)	
工場の取得許可 (認定・認証等)	
備考	

注) 製造工場の名称及び所在地は、主たる工場について記載すること。

主たる工場とは、本市に納入する水道用資材を製造、製作する主たる工場をいう。

(水道用資材等承認基準第9条関係)  
様式第4号

年 月 日

(申請者)  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 水道用資材等の承認通知書

三原市水道部で使用する水道用資材等として申請のあった製品について、次のとおり承認し、指定承認品として登録しましたので通知します。

なお、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに承認事項の変更届を提出してください。

1 指定承認品目

2 指定承認品名

3 資材承認番号

4 登録年月日 年 月 日

5 有効期間 登録年月日から 年間

6 その他

(水道用資材等承認基準第11条関係)  
様式第5号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 水道用資材等の不承認通知書

貴社より申請のあった水道用資材等の承認申請は、次の理由により不承認としましたので通知します。

### 1 不承認理由

三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第3条に規定する承認に必要な要件(第 号関連)を満たしていないため。

### 2 その他

(水道用資材等承認基準第14条関係)

様式第6号

年 月 日

三原市水道事業

三原市長

様

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

印

### 指定承認品の承認事項変更届

年 月 日付の承認に関して、次のとおり変更が生じたので、関係書類を添付のうえ、届け出します。

なお、この変更届及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資材承認番号	— —	
変更に係る事項	変更前	
	変更後	
添付資料		

(水道用資材等承認基準第15条関係)  
様式第7号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

### 指定承認品の承認更新届

三原市水道部で使用する水道用資材等に関して、指定承認品の承認更新について関係書類を添付のうえ、次のとおり届け出します。

なお、この更新届及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 指定承認品の更新一覧表 別紙のとおり

2 添付書類

(水道用資材等承認基準第15条関係)  
様式第8号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

### 指定承認品の承認更新通知書

年 月 日付けの承認更新に関して、次のとおり更新しましたので通知します。

- 1 更新品目 別紙のとおり
- 2 更新年月日 年 月 日
- 3 有効期間 更新年月日から 年間

(水道用資材等承認基準第15条関係)  
様式第9号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

### 指定承認品の非更新通知書

年 月 日付けの承認更新に関して、次の理由により当該指定承認品の更新を行わないことを通知します。

- 1 非更新品目 別紙のとおり
- 2 非更新理由

三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第3条に規定する承認に必要な要件(第 号関連)を満たしていないため。

(水道用資材等承認基準第16条関係)  
様式第10号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

### 指定承認品の承認辞退願

年 月 日付けの承認に関して、下記のとおり承認を辞退したいので、承認の取り消しをお願いします。

#### 記

1 指定承認品名

2 資材承認番号 — —

3 辞退理由



(水道用資材等承認基準第17条関係)  
様式第11号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 指定承認品の承認停止通知書

三原市水道部で使用する水道用資材等の指定承認品について、次の理由により承認を停止しましたので通知します。

1 指定承認品目

2 資材承認番号                      —       —

3 停止理由

三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第17条第 号に該当するため、承認を停止します。

4 停止期間

始期   :     年   月   日  
終期   :     年   月   日

5 その他

(水道用資材等承認基準第 18 条関係)  
様式第 12 号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 指定承認品の承認取消通知書

三原市水道部で使用する水道用資材等の指定承認品について、次の理由により取り消しましたので通知します。

1 指定承認品目

2 資材承認番号

— —

3 取消理由

三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第 18 条第 号に該当するため、承認を取り消します。

4 その他

(水道用資材等承認基準第19条関係)  
様式第13号

年 月 日

三原市水道事業  
三原市長 様

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

### 水道用資材等の承認に関する説明依頼書

年 月 日付けの通知に関して、次のとおり説明を求めます。

- 1 該当区分 不承認 ・ 取消
- 2 説明を求める内容

注)「1 該当区分」については、不承認又は取消のどちらかを○で囲む、もしくは、一方を取消線にて消すこと。

(水道用資材等承認基準第19条関係)  
様式第14号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 水道用資材等の承認に関する説明書

年 月 日付けで依頼のありました事項について、次のとおり回答します。

1 説明を求められた内容

2 回答

(水道用資材等承認基準第20条関係)  
様式第15号

年 月 日

(申請者)  
事業所の所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市水道事業  
三原市長 印  
(水道用資材等審査委員会)

## 製品検査実施通知書

年 月 日付けで申請のあった承認申請について、次の理由により製品検査を実施することを通知します。

なお、登録資材製造者は、三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第20条第5項に基づき、必要な書類等を作成し、すみやかに提出してください。

- 1 指定承認品目
- 2 資材承認番号
- 3 申請製品の名称
- 4 検査実施理由

三原市水道部水道用資材等の承認に関する基準第20条第 号に該当するため、製品検査を実施します。

- 5 その他

(水道用資材等承認基準第20条関係)

様式第16号

年 月 日

三原市水道事業

三原市長

様

(申請者)

事業所の所在地

商号又は名称

代表者名

印

### 製品検査願

年 月 日付の製品検査実施通知に関して、製品検査を次のとおりお願いいたしたく、関係書類を添付のうえ、提出します。

1 日 時 自 年 月 日 時 分  
至 年 月 日 時 分

2 場 所 工場名  
所在地  
電話番号

3 製品名

4 検査内容

5 添付書類